成田市立中学校及び義務教育学校の自動販売機設置及び運用に係る仕様書

成田市立中学校及び義務教育学校の飲料等自動販売機の設置及び運用について、以下のとおり定める。

１　自動販売機の設置及び撤去について

①設置業者は、自動販売機の設置に要するすべての経費を負担すること。

②設置業者は、電源工事において専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気料を正確に検針できるようにすること。

③自動販売機の外観については、特定のメーカーや商品等の宣伝を行わないもので、事前にデザインを提示するとともに、学校長からの指示があった場合には変更すること。

④設置事業者は、自動販売機の撤去に係るすべての経費を負担し、設置前の原状に回復すること。

２　運用について

①設置業者は、自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒しないように十分な措置を行うとともに、万一の事故の発生に備えて、動産総合保険に加入すること。

②設置業者は、電気料、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。

③設置業者は、販売時間帯を制限するよう学校長から求めがあった場合には、自動販売機にタイマーを設置するなど対応すること。

④設置業者は、学校運用上の都合により、学校長から利用一時中止の求めがあった際には対応すること。

⑤設置業者は、自動販売機の保全管理及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難、運用の不具合その他の異常を確認し、また、学校より連絡を受けた際には業者の負担により速やかに修復すること。

３　販売商品について

①設置業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。

②設置業者は、自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責を負うこと。

③設置業者は、販売する商品の種類について、学校長の指示に従うとともに変更が生じる場合には事前に学校長に連絡し、その指示に従うこと。

④設置業者は、商品ごとの販売個数を月末に学校長に報告するとともに、学校長の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

４　容器の回収及び処理について

①設置業者は商品の容器（ペットボトル等）を必要な頻度で回収すること。

②設置業者は回収物について、リサイクル処理を行うこと。

５　使用許可について

①設置業者は、市の教育財産一時使用許可に基づく使用許可申請を行い、教育長の許可を得るとともに、市が定めた使用料金※を払うこと。

②使用期間は原則として、使用開始年度の3月31日までとする。なお、学校長の求めにより、学校運営に支障がある場合には、許可を取り消しすることができる。

※使用料金の参考として、令和6年度の使用料（設置スペース1台　1.1㎡で計算）では、1台につき、月額約383円となる。令和7年度の使用料については、設置する自動販売機のサイズ決定後にあらためて算出する。

6　設置場所について

①設置業者は、学校長と協議のうえ、設置場所を決定する。

②現在の設置場所は、以下のとおり

成田市立西中学校　校舎昇降口１台・体育館入口１台

成田市立成田中学校　校舎１階廊下１台・体育館入口１台

成田市立遠山中学校　体育館脇屋外２台

成田市立久住中学校　校舎昇降口１台・体育館脇屋外１台

成田市立中台中学校　校舎昇降口１台・体育館入口１台

成田市立吾妻中学校　体育館入口１台

成田市立玉造中学校　校舎１階廊下１台・体育館脇屋外１台

成田市立公津の杜中学校　体育館入口１台

成田市立下総みどり学園　校舎１階廊下１台・体育館脇屋外１台

※校舎内６台、体育館内５台、体育館脇屋外５台　合計１６台

７　販売実績について

令和6年7月から10月までの自動販売機16台の１台あたりの販売実績は、月平均224本となる。※最大値7月774本　最小値10月28本